

第4回熟議『学校選択制』議事内容（平成24年6月27日）

事務局

過去3回は基本的な事項に時間をとって議論しましたが、今回は、前回までの内容を確認しながら、各グループに分かれまして、具体的な課題の協議に入っていきたいと思います。具体的な協議に関しましては、1回目の時に項目だけ説明させていただきましたが、その中身につきましても、議論に資するために、事務局の方で、一応他都市の状況をみた現時点でのいろいろな検討材料というものを整理させていただきましたので、そういうものを見て頂きながら議論を深めて頂ければと思います。

いずれにしましても、本日も限られた時間ではございますが、実りのある議論をして頂きますよう、どうぞよろしくお願いします。

ファシリテーター

それでは、事務局より資料の説明をよろしくお願いします。

事務局

各区の学校教育フォーラム等の実施状況について
資料1の説明（資料1をご覧ください。）

ファシリテーター

それでは、議事に移らせていただきます。

前回第3回では、第2回に引き続き、学校選択制の定義について、それから、就学制度の基礎的なものになっている、現行の通学区域について議論しました。

ここで、前回の熟議での議論を受けて、教育委員会内部で議論を行いましたので、報告事項の2で、学校選択制について、事務局より説明をお願いします。

事務局

学校選択制について
資料2の説明（資料2をご覧ください。）

ファシリテーター

ただいまの、事務局の説明に関しまして、教育委員から補足することがあればよろしくお願いします。

委員

少し補足させていただきます。

基本的には説明して頂いた通りですが、大阪市では教育振興基本計画というのを作っておりまして、スローガンとしては、『“ええところ”のばそ 大阪の教育』ということで、一人一人の子どもを大事にしながら、一つ一つの学校も大事にし、それを地域で支えあって、教育を進めていく、そういう方針でやってきております。

これについての改定作業も、教育行政基本条例が通りましたので、いずれ行われるかも知れませんが、おそらくは大阪市の教育としての方針の大筋が変わることはないというふうにご理解いただければよいと思います。

教育委員の間で話をしました時にも、例えば、お子様にとって、防災の観点とか、安全を守るといった点も非常に大事なのではないかという意見も、委員の間で共有されております。

その中で、現在の就学制度において、問題点がいくつか浮かび上がっていると思いますので、それを解消するためにどういう就学制度がよいのか、学校選択制を含む就学制度全般について、どのようにすべきなのかというのを考えていくべきだと思っております。

ですので、例えば、障がい者のお子さんはどうしようとか、近いところに通えない場合はどうしたらよいのかとか、その対処方法として、どのような就学制度の変更が望ましいのか、そういう点から議論を進めていただければと考えております。

そのうえで、この熟議で皆様から頂いたご意見を教育委員会へ持ち帰って、そこで教育委員会としての、最終的に、もし就学制度を変更すべきであるとしたら、どう変更するか、というのを決定させて頂きたいと思っております。

熟議『学校選択制』で始まっていますので、それだけを議論すれば良いように思いがちなのですが、学校選択制に急に移行するのではなくて、他の地域でも、指定外就学の基準の緩和から進んでいく方針をとられておりますので、その辺の経緯も踏まえながら、大阪の子どもたちにとって、一人一人を大事にして、いいところを伸ばせる教育制度について、就学制度について、是非皆さんの意見を頂ければと思っております。

ファシリテーター

何か、ご質問、意見はございますでしょうか。

委員

調整区域についてですが、市内に 11 地域あり、本来の指定校ではないところを希望すれば希望した方全員が希望する学校へ行けたと思うが、他都市の事例でいう特定地域選択制は抽選をしているが、特定地域選択制と調整区域とはどう違うのか。

事務局

学校には受け入れる制限というか、教室数の関係があることは事実です。
この熟議で、どういう手法を就学制度に関して議論するのか、それをやはり皆さんに再度

認識してもらうことが、個々の議論が始まる前に大切ではないかということで、今日は協議させていただいて、この３項目をつけさせて頂いております。

当然、この調整区域に関しましても、これまでも、今、委員からもありました様に、その地域の方が、調整校に希望されれば、基本的にその全員の申請を受けてきている状況にあります。ただ、今後ですね、それぞれの学校の現状、教室を確保するのに非常に苦労されている学校も各区にありますので、現実的には、調整区域の設定というのは、そういった状況も見ながら、その区の中で設定できるのか、設定できないのかという議論は、その時には必要かと思えますけれど、今後の保護者の選択という意味で言いますと、これもやっぱり指定校と調整校と、どちらに行くかというのは保護者の選択になりますので、この議論もあるという形で入れさせていただきましたので、今おっしゃって頂いたことは課題として考えておりますので、これは熟議で、また皆様方といろいろな意見交換をして整理させて頂きたいと思っております。

委員

今後の話し合いを進めていくなかで、どんな形のゴールを求めていくかということがはっきりしていなかったら、話し合いが空中戦になってしまうと思うのですが、今までの説明ですと、就学制度の手法ということで３つ示されておりますが、今後、熟議で、この３つのなかで、どれか一つの手法をとるとして、具体的にどうしていくのかを決めていくのか、それとも、バラバラに意見を出すだけでいいのか、その辺のゴールというか、イメージを教えてください。

事務局

現時点での事務局の考えとしては、今後各区において、いろいろな保護者の皆様と意見をしてもらうためには、第１回目の熟議でも言いましたけれど、一つの考え方にですね、この場でまとめるよりは、いろんな考え方ができるのであれば、それを並列的に整理をして、またそれを保護者の皆様に提示をして、その区、あるいはその保護者にとって、どれが一番いいのかというふうに、幅広い議論をするためには、一つの意見だけにですね、まとめるという、まあ中身によっては一つの意見にまとまる内容もあるとは思いますが、やはり複数の意見で、それぞれ課題やメリットがあるという場合は、課題、メリットを併記させた上で、また保護者の皆様に考えてもらうという意味ですので、この就学制度の手法は、この３つの項目がありますけれども、どれが良くて、どれが悪いというものではないと思いますので、議論をさせていただきまして、むしろ、課題が多いものは外すというものはあると思うのですが、その中のメリット、課題という形で議論させて頂いて、その議論経過をまた各区において保護者の方にですね、区長を通じてご説明させて頂いて、議論を深めていけばよいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員

教育委員会としての考えについて書かれた資料2のところで申し上げましたように、学校選択制のこれだけを決め打ちでということではありませんので、あくまでも就学制度全般について、ご検討頂いて、その問題をいろいろ解決するためにはどうしたらいいのかということを議論いただくということで、学校選択制のなかの、大阪市はブロック選択制をとるとか、一切やらないとか、そういうことではなくて、基礎のところから、広範なご議論を頂いたらよろしいかと思います。

それで、さらに言うと、それぞれ区ごとに個別のいろんな事情がたくさんあると思うんです。将来的にはそういった事情も念頭に置きながら、それぞれの制度のベストなものはあるものがあるのかという、試案、プランを頂戴出来ればありがたいというふうに思っております。

委員

熟議で、今回こういった資料の2という形で就学制度の手法ということで、3点あげられているんですけども、実際にですね、私自身港区なんですけど、港区の学校のPTAの説明会を何校か回らせていただいて、こういった就学制度の手法をですね、例えば保護者の方が、指定外就学の緩和とか、調整区域について、一切学校教育フォーラムでも説明がなかったし、今、進めている各校区のPTAの説明会でも一切していません。これは本来、教育委員会が、それぞれやっていただく話かなと思って、本来熟議で議題としてあがってる学校選択制について議論すべきではないかと考えております。全体的に熟議としてこういった就学制度の手法を議論されるのであれば、もっと指定外就学の緩和とか調整区域について、学校教育フォーラムで、教育委員会として本来十分に説明すべきだったのではないかと思いますので、いかがですか。

事務局

3月から実施をさせていただきました学校教育フォーラムで、まずご質問をお受けする前に、まず制度内容を各区長さんと一緒になって、ご説明をしました。

それに関しましては、ご指摘のように、他都市の事例でございますけども、学校選択制についてはこうである、ああであるという説明にほとんど終始したのは事実であります。

当初の説明のなかから、指定外基準、あるいは調整区域について、具体的な説明ができていないというところは非常に申し訳ないと思っております。

一部の区におきましては、質疑で、こういう指定校の緩和はできないのかというご質問があった区は複数ございますので、そういうところには、それにお答えする形ではございますけれども、指定外就学の基準の緩和も、熟議の中では一緒に整理をさせていただきますとお答えさせて頂いた区もありますが、ご指摘のとおり、全ての区において、こちらの方から最初に説明しきれなかったことは事実でございますので、今後は、現在も各区で、例え

ば校区単位で PTA を中心とした説明をしている区もございますので、今後に関しましては、そういうところも踏まえて、きっちりとこちらの方から説明をさせて頂きたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

委員

その点はお詫びをしなければならないと思っております。実は私もあまり知らなかったものですから、学校選択制というものが心の 9 割 5 分までしめておりまして、実際にフォーラムを回らせていただいて、学校選択制の中で指摘された矛盾が、あるいは指定外就学の緩和という制度を活用することで解消できるのではないかという、あるいは調整区域というのがあるのだけでも、いつまでも仮の姿でやっていいのだろうかという、新たな問題が浮かび上がってきたんです。で、これはやっぱり本格的に学校選択制をイエスかノーかの問題ではなくて、もう一回根っこにあるものからやり直してみようという問題意識が必要だと思うようになりました。

教育委員会として、当初から指定外就学の緩和とか、調整区域を念頭に置いた説明ができていなかったことは申し訳ないと思っております。

委員

確認したいのですが、保護者はフォーラムの情報しか知らないわけですよね？ PTA の説明会はされている時でも、具体的な就学制度の指定外就学の緩和について話し合われているわけではありませんので、新区長が決まってから熟議が 9 月に終了した後、新区長のもとで住民の説明会ですとか保護者への説明会等が行われた上で決定するのですか？ スケジュールについて、ある程度の決定はいつ頃になるのでしょうか？

事務局

新区長についてある程度決定し、お名前がアップされていきました。7 月から区役所へ行くようになると思われます。正式な着任は 8 月となっております。当然それ以降、新区長と今後のスケジュールについて、話をさせていただければなりませんので、いつというスケジュールについては、今申し上げにくいところがございますが、熟議では、皆様に 9 月末に一定の議論を終えたいことも伝えさせていただいておりますので、新区長ともそのことを踏まえたスケジュールとその後のスケジュール感を整理させてください。

この 3 月からのフォーラムはどちらかといえば、本市の今の考えというよりは、他都市を参考にした学校選択制の制度の説明となっておりますので、区によりましたら、アンケートなどによりますと、保護者の方からもいいのか悪いのか判断ができませんという意見が相当数上がっております。それらの状況を踏まえたと区長会とも詰めますけれども、当然、秋以降になりますが、再度区長さんが今回のようなフォーラム、集まりの仕方もありますので、あの形式がいいのかどうかということがありますが、ああいったフォーラム

もしくは保護者へのアンケート等、という形で再度、保護者の方に考えてもらう、意向を聞くという場が事務局でも必要があると思っております。新区長さんが 8 月に正式に就任しましたら、方法等を詰めさせていただこうと考えています。区長会と整理しないといけないと考えています。また委員の皆さんに熟議の場でご報告させていただきます。

委員

区長ですので、私の方から。まず、現行の区長も話しましたように、学校教育フォーラムで終わりとは思っていません。皆様方の熟議の経過をいただいて、それをどのように保護者の方に理解いただくか、この方向を色々考えていこうということで、今の 24 区長もそれぞれ実施しています。

議会でも答弁しましたが、今後の節目節目で保護者の意見を聞きますと話しましたし、公募区長も来られてから、各々の区長とも意見交換をしますが、もちろん区長は区長で行いますが、PTA は PTA、小学校、中学校の校長もこの議論を下される、教育委員会は教育委員会で下されるとなります。区長だけでなく、それぞれ各機関と連携を取りながら、保護者の方にどうぞ理解いただくが、大事だと思っておりますので、区長会でもその周知方法を議論していきますが、区によってやり方が違いますので、その辺は区ごとに考えてまいりたいと思います。

委員

少し確認をさせていただきたいと思うのですが、指定外就学、調整区域が今、利用している中で、保護者が就学通知を受け取って区長、学校、教育委員会の議論の中で就学をするまでの期間というのはどのくらいできちんと就学できる状態となるのでしょうか。

就学通知がきて、仕事をしているのでこっちの学校に行きたいという希望があると思いますが、その中でスムーズにいく場合といかない場合があると思います。保護者の方から、何年か仕事をしていて、指定外就学をしていたが、派遣社員で切られた。そうなった時に区役所から元の学校へ戻ってくれと言われた。一体、子どもは戻らなアカんのか、どうしたらいいのか、でも、就職しないといけないのかということを結構、耳にしまして、どうしたらいいのか、ということがありまして、これが本当にスムーズに就学できているのかなというところがありまして…期間がどのくらいでいけるのでしょうか

事務局

この資料の中の指定外基準の緩和と、調整区域というのは、本市として制度として持っているものであります。今の制度がどのように運用されているのかということですが、指定外基準の緩和に関しては、毎年、1 月に就学通知を各家庭に配付します。これは、指定校のものでございます。普通はこの就学通知と一緒にご希望があれば、調整校の学校の名前もあるので申請していただきましたら、調整校への就学も可能ですといった通知をしてお

ります。お住まいがそういう状況になっているのか、いないのか、就学通知を受け取った段階で先ず、保護者の方はわかります。1月中旬ぐらいには、各家庭に就学通知が届きますので、必要な場合は、保護者の方が区役所へ出向いていただいて、所定の手続きをします。入学は4月ですので、時間が短くて処理ができないといった声は、区役所も我々も聞いておりませんので、運用としたら、支障なくいっていると思っております。

その中の色々な事例もございまして、小学校の場合、低学年でもありますので、両親が働いている家庭が非常に多くございます。そういう意味で言いますと、ご両親の方から、子どもの安全など色々なことを加味されて、自分の職場の近くの学校へ就学したいという場合、近くまで親御さんがお連れできますから、そういう意味で安心だという申請もあるわけですが、基本的には、就労ということがありまして、実務的には毎年、就労の証明書を出していただくこととなっております。年度途中で、急に元の学校に戻ってくださいということにはなっておりません。学年末までは指定外で通学可能です。次年度に関しまして、就労の状況がなければ転校してくださいとの指導があるかも知れませんが、お子さんのこともございますので、就労の関係で、急にいろんな親御さんの事情が変わって起こることも当然ありますので、今は、毎年、その就労とわかる所定の書類をいただいておりますので、一応年度末まではいけますので、もし区と教育の担当の方で運用の混乱があるようでしたら、再度、混乱なく出来るように周知させていただきます。

ファシリテーター

時間もございますので、次の報告事項、資料3へいきたいと思います。

事務局

資料3 通学区域に関する主な意見を説明

ファシリテーター

何かご意見等はございますでしょうか？

何かありましたら、後ほどお願いします。

では次にまいります。

通学区域についてでございますが、法令上「通学区域を前提としない学校選択制」というものもできますので、その案で議論をすることも可能ではございますが、この熟議で議論を進めるにあたっては、委員の皆様のこの間の議論から「現行の通学区域を残したまま、という前提で進める」という共通認識でよろしいでしょうか？

委員

確認でございます。現行の通学区域というものですが、「現行の通学区域制度」ということと「現行の固まった線を引いた固定の通学区域」というものがございますから、通学区

域と申しますと、今ある制度に一切変更を加えないという意味なのか、通学区域という制度はきちんと維持するという二通りに解釈できますので、明確にしておいた方がいいのではないかと思います。

事務局

この間、皆さんとお話をしましたのは、今後、2 グループに分かれてから個別の課題に入っていくのですが、その課題を整理する段階で、今、本市の就学制度は、各学校の通学区域を設定して、それに基づいて就学しておりますので、今、設定しております通学区域の考え方を残すのか、残さないのかによって、今後の議論も全然整理の仕方が違ってまいります。事務局で整理させていただきましたのは、2 回目、3 回目でこの件に関しまして時間を取ってご意見を伺いましたが、今、資料 3 でこちらから提示させていただきましたが、やはり皆様のご意見は、今の通学区域を残して議論すべきであるというのが、この間の基本的な皆さんのご意見ではなかったかと思しますので、現行の通学区域を残して学校選択制のいろいろな問題、事務局から挙げておりますが、それと絡めてどう整理するのかというところでお話をいただければと思っております。

委員

通学区域は残すべきだと考えていますので、残すことを前提で話を進めていきたい。しかし、市長が校区撤廃をしたいという意見もある中で、熟議ですので、通学区域撤廃をしたデメリットは挙げておく方がいいと思います。そして、挙げておいて、市長が通学区域を撤廃しろと言われたら、これだけのデメリットが挙がりましたよという整理もした方がいいと思います。

事務局

当然、今の制度の前提で実施するということが、色々な整理をしていくことになりますので、それを整理すれば、裏返せば通学区域をなくすという整理ができませんよということがありますので、最後のまとめ方にも関わると思いますが、まとめの中には、今仰った、委員からもありますように、法令上、制度的には可能でございますので、今、意義を仰ったように、通学区域をなくしたらこういったデメリットがありますというのは、今後の議論をすれば、その際に広く出てきますので、整理の時にその観点を盛り込んでいけばと思います。事務局としては、そう考えます。

委員

制度そのものは・・・、ただ、極端なくらい A という校区の中に B という学校があって、その学校の校区は、隣接というのではなくて、全く別のものというケースがあります。制度はいいのだが、校区の線の引き直しという余地を認めてもいいのではないかと考えて

います。今から見れば不合理な設定というものがあるのなら、その辺は是正していかれてはどうかという意見を付けることも可能だろうと。そこまで、現行の制度を維持するという厳密な意見でなくていいのではないかと、制度そのものは必要、でも現行の具体的な線が合理的であるのかというところちょっと疑問に思っています。

事務局

今の委員のご意見は、1回目の熟議で、いろいろ本市の状況をお知らせさせていただきましたが、これは具体的には小学校には事例がありませんが、中学校で、中学校も当然小学校の校区を合わせて、その中学校の校区としているのですが、その中学校が中学校の校区の中にない。隣の中学校の校区の中にその中学校があるというのが、委員の皆さんもご存じのとおり区によって市内で複数あります。

経過をいろいろと調べていますが、中学校は、戦後、新しい制度でスタートしていますので、当時の多くの事例で申しますと、昔の国民学校の施設を利用していますので、本来の中学校の中で確保することが当時困難であって、一番近い近隣のところに求めた結果、その名残ではないかと、個々の条件は更に調べてみないとわかりませんが、その名残が今に残っているのではないかと思っています。中学校の問題はありますが、中学校の校区は、進学元の小学校の校区を基本的に組み合わせていますので、校区論はあると思います。現にこの間のフォーラムの中で、区によりましたら区長さんもそういった状況があるということも認識していただいておりますし、区の中ではフォーラムの中で質問された方もいますので、どちらかといえば、特殊事情になっております。ある意味いびつな状況になっている中学校の配置状況もありますので、ただ、現実問題、どう整理するのか難しい問題はあるかとは思いますが、そういったことを含めて本市の就学の状況を、皆さんに知っていただいて、そういう意見を議論させていただいてもいいと思いますが、現実的にはどう整理するのか、あるかとは思いますが、今、高尾委員が仰ったのは、そういう現状がありますので、そういうことも一緒に考えてはどうかという話ではないかと思っています。

委員

例えば、区をまたいでいけないシステムになっている、でも、区をまたいでいくことが便利だというところが一部にある。そうすると校区を廃止することではなく、それを維持しながら、その校区が区をまたいでもいいのではないかとという考えがあるのかもしれない。そういったことも話し合ってもらったら、よりオープンな基本的な議論になるんじゃないかと思っています。

事務局

そういう状況になっている中学校区も実際にございますので、そこの保護者の方から、私の場合は、例えば、学校選択制しても、指定外就学の緩和にしても、どのようにうちの

中学校に適用されるのかといった質問は出てくると思いますので、そういった整理も一方では必要かと思います。詳しい資料を再度事務局で整理させていただいて、今後の議事の中に再度皆さんに状況を詳しく知っていただいて意見交換をしていきたいと思いますので、その時にはよろしくをお願いします。

ファシリテーター

時間も過ぎておりますのでよろしいでしょうか？

それでは各論に入っていきたいと思います。

事務局より、資料 4 として、検討用資料の配付があったと思います。これは、他都市事例を参照とした学校選択制の制度内容について、これから議論するための材料としてファシリテーターから事務局へ依頼し、事務局に作成してもらったものです。各項目につきましては、第 1 回の熟議で材料として出ておりました検討項目としております。これを材料として、本日以降、議論をしてまいります。まず、本日は、上から一つ目のマルの「選択の機会」、二つ目のマル「対象者」、三つ目のマル「選択できる学校の範囲」ぐらいまでで時間がくるとと思いますが、それぞれ A グループ、B グループに分かれて議論をしてまいりたいと思います。資料の説明と、A、B グループ分けの内容について、事務局より説明をお願いします。

委員

今少し質問をしてもいいですか？

資料 2 のところで、まとめていただいた就学制度の手法のところでは通学区域を残すのかどうか、次に検討するのが、指定外就学の緩和でも対応できるのかどうか、その緩和で対応できない時に学校選択制の議論へ進むというのが、議論的に正しい進み方ではないかと私は思うのですが、資料 4 を拝見しますと、学校選択制の制度の内容となっています。マルが付いているのは学校選択制の具体的内容について、となっています。

指定外就学の許可基準の拡大は、後ろから 2 枚目にあります。他都市では、学校選択制の導入の前には、この指定外就学をしていたというのもありますので、ちょっといきなり学校選択制の範囲の議論をするのは、飛躍があるのではないかと思いますので、私としては後ろから 2 枚目の指定外就学についての話をさせていただく、学校選択制のメリット、デメリットを出していただく方が、たぶんスムーズにいくのではと考えます。いやいや、選択制の方から議論をしていくべきだというならそれに従いたいと思います。

委員

前回の議題で、学校選択制の定義付けをするということが、教育委員会さんの方で先ずあったと思うのですが、その定義付けがこの手法であると思うのですが、指定外就学の緩和と学校選択制というのは、似て非なるものと申しますか、最終ゴール時点で一緒という

のは、一定仕方ないとは思いますが、指定外就学の緩和から先に話を進めるというのであれば・・・、学校選択制の熟議には、最終的にはその話になるのかもしれませんが、学校選択制について話していくのが筋と思います。

今回、規制緩和ということで、保護者が学校を選べる、その範囲をどうするのかというのが議題というか、コンセプトというか、その中で学校の校長先生の権限を増やしていく、学校もいろんな特色を持っていいのではないかと、子どもたちを元気にしていくというのが初めのコンセプトだと思います。指定外就学の緩和ということについて、色々と考えていただいて、これがいいということに結論になるのかもしれませんが、この話から先に進めていくというのはどうかと個人的に思います。

委員

さっきの委員と近いと思うのですが、現状の課題をまだ整理できていないのではないか、現状こうだから、それを解決するために学校選択制というものがやらされているのではないかと理解をしていますが、そうであるなら、先ず現在行われている指定外就学の取扱いをきちんと説明していただいて、その上でそういった制度が必要なのか、問題を解消するためにはこの方法をとってというように順を追って考えていくべきだと思います。

ファシリテーター

資料 2 については、就学制度の手法というところで 3 つの手法について、手法の一つの例としてこういうものがありますとして提示されておりまして、議論時の順序を決めることはないと考えます。3 つの手法については、自由に議論をすることはできますし、結果的には通学区域制度を前提とする。ただし、先ほど出ましたような微調整というものはありえるかもしれませんが、通学区域というものは維持する、その中で、3 つあげている指定外就学の緩和や学校選択制や調整区域はどういう意味を持つのか、というその理由を探る中においては、3 つの選択肢があるわけではないというふうには考えなくては、議論はしにくいと思います。

委員

この後、2 グループに分かれて具体的な議論になっていくと思いますので、その時間がたくさんあればと思います。先ほど、前提といいますか、熟議内での一定の意思統一ということで通学区域というものは残すということの共通理解ができたと思います。今後、個別の話になっていく中で、資料 4 の選択できる学校の範囲の自由選択制の場合、市内、区内すべてということですので、これについては、デメリットがいくつか挙がると思います。これを選択する一つの手法として、外の手法と並列的にはならないと思います。その確認もお願いしたい。

自由選択制は校区がないということですので、議論にならないということでもいいですよ

ね。今の前提でいくと、この自由選択制のデメリットがいくつか出てくるということ。

事務局

自由選択制をどう捉えるかというところですが、今後の議論は通学区域を前提とした議論が基本になります。そうすると自由選択制をどのように今後議論していただくのかは、例えば、東京都区部で行われています、当然通学区域を前提とした自由選択制をしていますので、それも検討材料ということですから、校区を前提とした東京都の複数の自治体で実施しています自由選択制というのが一つ大きな参考事例となると思っております。

ファシリテーター

よろしいでしょうか？

進行上、質問・意見はないですか？ないようでしたら、事務局の方も資料 4 の説明はいいですか？

事務局

今後のグループでの議論の中で説明等対応をします。

ファシリテーター

それでは、「他都市事例を参照にした学校選択制の制度内容等について」という資料の内容説明は後ほどということにしたいと思います。

今回は、上から順に「選択の機会」「対象者」「選択できる学校の範囲」について、議論をしたいと存じます。

なお、グループに分かれますが、それぞれのグループで出されたご意見については、早急にファシリテーターと事務局で整理をさせていただき、その整理した内容を、次回この席に集合した時点で最初に提示させていただいて、委員全員で共有してまいりたいと考えておりますので、本日はこの席に戻ることなく、A グループ、B グループに分かれたままで終了の形となります。それでは皆さん、A グループ、B グループに分かれて活発な意見交換をよろしくお願いいたします。では、移動しましょう。